

## 許可工作物点検実施報告

一関出張所では6月20日(木)、21日(金)の二日間に「許可工作物点検」を行いました。これは河川に設置されている橋梁や揚水機場の状態を確認するもので、毎年実施しています。

施設内はもちろん、外装もチェックし異常箇所がないかを施設管理者と確認しあいました。点検の結果、今回確認した施設は全て異常はありませんでした。



20日:福養揚水機場



21日:東北新幹線磐井川橋梁



21日:妻神揚水機場

## 不法投棄は犯罪です



古タイヤの投棄



ポリタンクの投棄



オイル缶の投棄



大量の空き缶の投棄

左の写真は今年の5月・6月に河川巡視中に見つけた不法投棄の現場です。不法投棄は水質汚濁、土壌汚染、火災等を引き起こす可能性があります。

**【絶対に行わないでください。】**

◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
5年以下の懲役、もしくは1,000万以下の罰金

◆河川法  
3ヶ月以下の懲役、もしくは20万円以下の罰金等の罰則が附されます。  
また撤去や処分に要した費用も投棄者に請求します。

廃棄物処理法で「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と定められています。産業廃棄物は自治体のルールに沿って適切に処理しましょう。

不法投棄を見つけたら、お住まいの警察か自治体へ連絡をお願いします。

※バックナンバーはこちら

[https://www.thr.mlit.go.jp/iwate/syuttyoujyo/itinoseki/2024/2024\\_ichinoseki.htm](https://www.thr.mlit.go.jp/iwate/syuttyoujyo/itinoseki/2024/2024_ichinoseki.htm)